

令和3年10月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件  
(うち石油ふろがま1件、ガストーチ1件、  
密閉式(BF式)ガスふろがま(LPガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 6件  
(うちエアコン1件、椅子(ソファ、ベッド兼用)1件、  
扇風機(充電式)1件、自転車2件、食品乾燥機1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 加藤、鈴木、笹島

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100480	令和3年9月13日	令和3年9月28日	石油ふろがま	JPK-N3	株式会社長府製作所	火災	当該製品のタイマーをセットしたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	製造から20年以上経過した製品
A202100482	令和3年9月5日	令和3年9月28日	ガストーチ	920	Greed Factory株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202100484	令和3年9月14日	令和3年9月28日	密閉式(BF式)ガスふろがま(LPガス用)	TP-BF3(S)	高木産業株式会社 (現 パーパス株式会社)	火災 軽傷1名	当該製品を点火したところ、爆発を伴う火災が発生し、周辺を破損し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故  
該当案件なし

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100476	令和3年9月14日	令和3年9月27日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	
A202100477	令和3年9月10日	令和3年9月27日	椅子(ソファ、ベッド兼用)	重傷1名	当該製品から起き上がろうとしたところ、ベッド状態の座面が傾き、左足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202100478	令和3年6月10日	令和3年9月27日	扇風機(充電式)	火災	商業施設で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月16日
A202100479	令和2年10月23日	令和3年9月27日	自転車	重傷1名	当該製品を使用中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月15日
A202100481	令和3年9月22日	令和3年9月28日	食品乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	令和3年9月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100483	令和3年7月16日	令和3年9月28日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪が外れ、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月16日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし